

電話再診による処方箋発行のご案内

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等について、当該慢性疾患に対する医薬品が必要な場合に、電話診療による処方箋の発行が認められました。（令和2年2月28日付けの厚生労働省の通知）

当院におきましても、定期的に外来受診をされている方で状態に変化がない場合は、電話再診による処方箋の発行をおすすめしています。予約日でなくても事前にご連絡いただければ、ご相談に応じます。

当院が「かかりつけ薬局」へ処方箋を送付しますので、当院へ来院することなく「かかりつけ薬局」でお薬を受け取ることができます。

●電話再診をご希望の方は、下記によりご連絡ください。

電話番号 0265-72-3121（代表）

受付時間 平日14時00分～16時30分（時間外・土日祝は対応できません）

「電話再診であること」と「受診する診療科名」をお伝えください。

原則、外来予約日より前の、主治医の外来診療日にお問合せください。

●電話再診での処方せん発行の対象となる方

・慢性疾患等により当院で定期的に処方を受けている方

※処方できるお薬は定期的に処方されていた慢性疾患等に対するお薬です。

医師による対面診察が必要な方は対象外です。

●電話再診の流れ

1. 電話再診を希望される方は、上記の電話番号までお電話のうえ「電話再診を希望であること」と「受診する診療科名」をお伝えください。外来受付スタッフのご案内します。
2. 電話再診が可能な場合は、主治医が電話診察を行います。
3. 主治医が処方箋を発行し、病院からかかりつけ薬局にFAXいたします。
診察から約2時間後を目安に事前にかかりつけ薬局へ電話連絡のうえ、処方日を含め4日以内にかかりつけ薬局にてお薬をお受け取りください。
お薬の受取り時には、保険証等を持参してください。
4. 診療費の支払いは、次回診察日をお願いいたします。

●注意事項

1. 処方箋の郵送料は自己負担となります

処方箋の原本は病院からかかりつけ薬局に郵送いたします。郵送料は患者さんの負担とし、診療費とあわせてご請求させていただきます。

2. 電話診療を実施していない診療科があります

医師の診察が不可欠な診療科では、電話診療を実施しておりません。

3. 特定医療費自己負担上限額管理票を持参してください

「特定医療費（指定難病）自己負担上限額管理票」をお持ちの方は、かかりつけ薬局へ持参いただき、必要事項を記入してもらってください。

4. 臨時的な取扱いです

今回の取扱い（電話診療による処方せん発行）は、新型コロナウイルス感染症患者の発生状況を踏まえた臨時的な取扱いですので、状況等に変化があった場合は、厚生労働省による見直しが行われることとされています。